

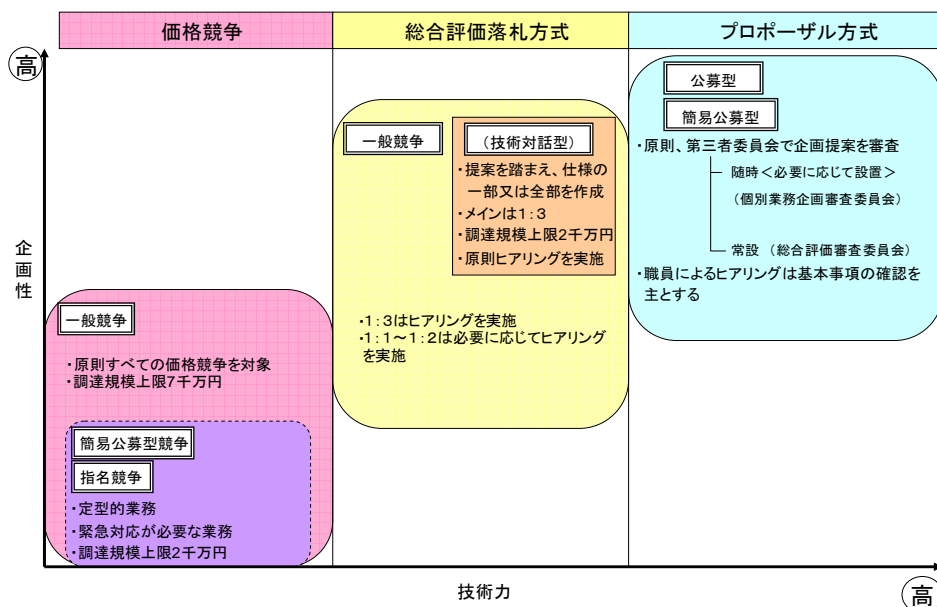
建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドラインの改訂

H22 業界説明会

平成22年4月
中部地方整備局

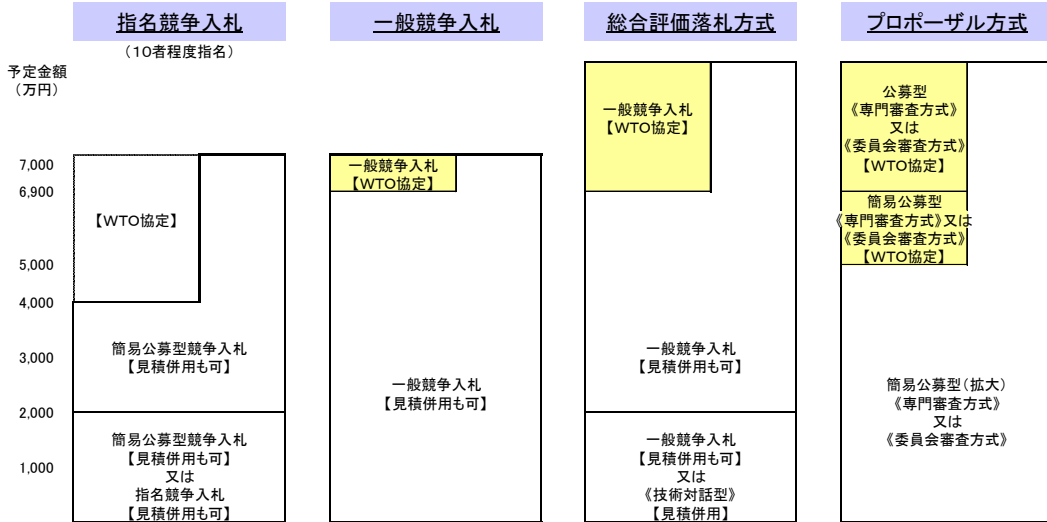
業務特性にあった調達方式の選択（H21より実施中）

プロポーザル方式	提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務
総合評価落札方式	業務の仕様は確定しているが、実施方針や実施手順、技術的工夫を求める事により、より品質の高い成果が期待できる業務
価格競争方式	業務の仕様が確定しており、定められた手順で実施することにより適切な成果が期待できる業務又は緊急対策が必要な業務



業務特性にあった調達方式の選択 (H21より実施中)

発注形式別の業務規模



総合評価落札方式等における更なる透明性の確保等

○技術提案の評価結果の公表

- ・評価項目ごとの評価点をホームページにより公表(契約後)

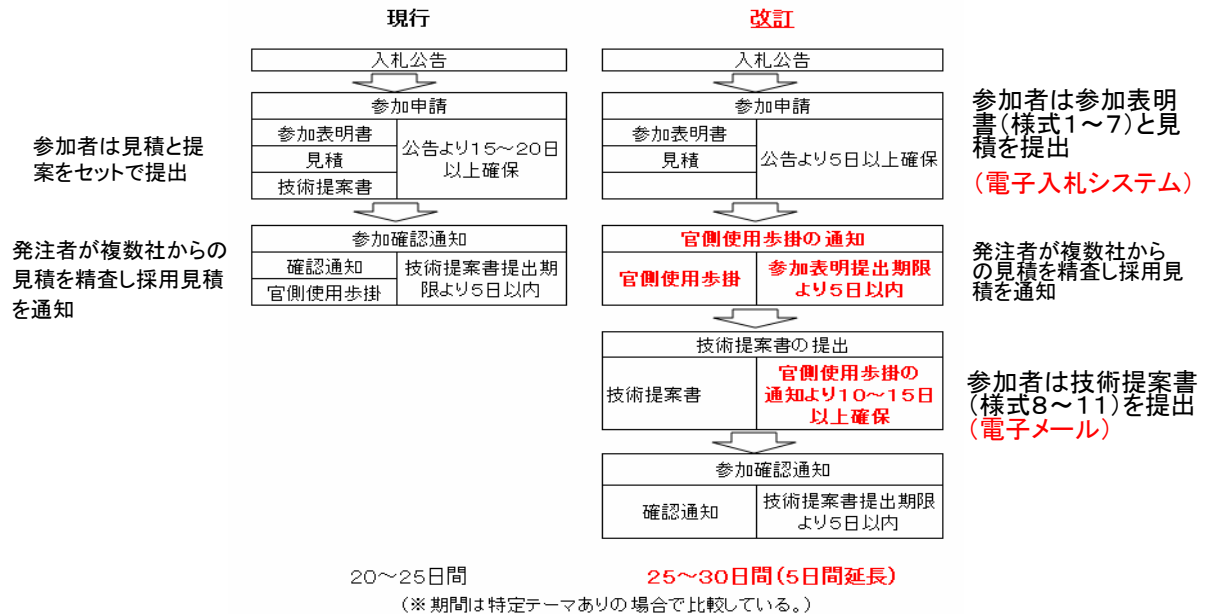
○条件明示の徹底: 積算基準、官側採用見積、旅費交通費、技術経費など

- ・官側の基準等を競争参加者に通知(競争参加資格通知時)

平成21年度より実施中

総合評価落札方式における更なる透明性の確保等

総合評価における技術提案と見積の適正化(技術提案時の見積と官側設定歩掛の乖離を是正)



【改訂内容】: 手続き手順の見直し

- 金額規模と提案内容の整合を図るため、一部でも見積徴集を行う業務においては、**技術提案書の提出は、官側使用歩掛の通知以降に提出する。**(ただし、見積の無い業務は従来通りの手続き)
- 提出様式
官側使用歩掛等を通知する連絡先を様式に記載すること。記載がなかった場合、不備として取り扱う。

技術提案における基本事項評価(企業と技術者)の評価基準見直し

	現行	改訂
対象期間	10年	4年
対象業務	同種・類似業務 (競争参加資格と同様)	河川、道路の分類 (競争参加資格は従来どおり同種、類似)
区分	細分化 (道路詳細設計や河川堤防設計等)	細分化しない
対象機関	全地整、他機関等 (競争参加資格と同様)	全地整、他機関等 (競争参加資格と同様)
評価方法	・受注予定者の申請方式で3件を平均 ・他機関や成績評定無し「みなし70点」 ・提出3件に満たない場合は満たない業務分を65点付与。	・中部地整での実績を平均 ・他地整、他機関等の実績は、同種・類似1件申請
評点	5点	75点以上
	3点	70~75点
	1点	65~70点
	0点	60~65点
		中部実績の平均75点以上 中部実績の平均70~75点
		・中部実績の平均70点未満 ・競争参加資格で求める同種・類似の実績要件に該当する他地整、他機関の業務実績
		-

【改訂内容】

- 成績の評価対象業務は、河川・道路等の区分とし、細分化は行わない。
(ただし、競争参加資格は過去10年間の同種・類似を設定する)
- 過去4年間の実績の平均点で評価する。
(現行) 過去10年間の3件申請方式
↓
(改訂) 中部地整発注の過去4年間(※平均点)
- 提出様式
中部地整に実績がある場合は提出不要。(※データベース検索により成績平均値を算出)
中部地整外の実績(同種・類似業務に限定)は1件申請必要。

表彰実績の評価基準見直し

	現行	改訂
対象期間	5年	4年
対象業務	全業務	全業務
対象機関	全地整、公的機関による 全国レベルの賞の受賞等	全地整、公的機関による 全国レベルの賞の受賞等
評価方法	実績あり、なし	実績あり、なし
評点	5点	あり
	1点	-
	0点	なし
		中部地整表彰
		他地整、公的機関による 全国レベルの賞の受賞等
		なし

【改訂内容】

- 過去4年間の表彰実績を評価
- 中部地整表彰実績を基本に評価(業務及び技術者表彰が対象)
- 「業務表彰は企業のみ、技術者表彰は受賞者個人のみ」を明確化
- 提出様式
表彰実績がある場合は、1件申請必要。また、写しを添付すること。
(中部地整、他地整、公的機関による全国レベルの賞の受賞実績も同様。)

総合評価落札方式における標準配点イメージ

		配点イメージ		1:1、1:2		1:2、1:3	1:3
				ヒアリング無し		ヒアリング 有り	技術対話型
				テーマ無し	テーマ有り		
基本事項評価 (企業)	業務実績	同種	1~3	3	3	1	5
		類似	0	0	0	0	0
	業務成績	中部地整平均75点以上	5~7	7	7	5	
		中部地整平均70~75点	3~4	4	4	3	
		中部地整平均60~70点、他機関での4年以内の同種・類似 中部地整平均60点未満、他機関での4年以内の同種・類似なし	1 0	1 0	1 0	1 0	
	業務拠点	〇〇	3~5	5	5	3	
		◇◇	1~3	3	3	1	
△△		0	0	0	0		
企業信頼度 (指名停止等の措置)	該当無し	0	0	0	0	0	
	該当有り	-5	-5	-5	-5	-5	
	合計	合計		15	15	9	5
基本事項評価 (技術者)	業務実績	同種	1~3	3	3	1	10
		類似	0	0	0	0	0
	業務成績	中部地整平均75点以上	5~7	7	7	5	
		中部地整平均70~75点	3~4	4	4	3	
		中部地整平均60~70点、他機関での4年以内の同種・類似 中部地整平均60点未満、他機関での4年以内の同種・類似なし	1 0	1 0	1 0	1 0	
	技術者信頼度 (優良表彰の有無)	中部地整の実績	5	5	5	3	
		中部地整以外の全国レベル	1	1	1	1	
無し		0	0	0	0		
	合計	合計		15	15	9	10
技術提案書評価	実施方針	10~20		20~10	10	10	10
	実施体制	10~20		10~20	10	10	10
	特定テーマ1	10~20			10	10	10
	特定テーマ2	10~20					
	合計			30	30	30	30
ヒアリング	業務実績確認及び専門技術	8~10		—	—	8	10
	取り組み姿勢及び技術対話力	4~5		—	—	4	5
	合計			0	0	12	15
総合計				60	60	60	60

調査・設計の品質確保・企業技術力の適正な評価

プロポーザル方式
総合評価落札方式

【改訂内容】

○ 平成22年度から企画・技術提案書で求める「実施方針」「実施体制」のいずれかが、
ゼロ点と評価された場合、技術評価点を加算しない(0点とする)。

入札契約手続きにおける受発注者相互の事務負担軽減

○提出書類の簡素化

- ・プロポーザル方式の企画提案書提出枚数を低減(H21から実施中)
実施方針:3枚以内→1枚 特定テーマ:5枚/テーマ →2枚/テーマ
- ・評価基準の見直しに伴い、実績評価に関する書面の提出が不要(H22から実施予定)
成績評価:データベース検索により成績平均値を算出(中部地整外の実績は1件申請必要)
表彰評価:1件申請

入口対策

下線:改定部分

(1) 低入札価格調査 →ヒアリングを実施(虚偽の場合) →(指名停止措置も含み措置)

(2) 低入札者の義務 →①増員担当技術者の要件及び③品質証明書の署名を強化

- ①「配置予定業務管理者と同等の能力及び経験を有し、かつ過去4年以内の同種業務で業務成績が75点以上(地整成績評定)の業務における業務管理者としての経験を有し、過去4年間の技術者成績の平均が75点以上の技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者として配置」
- ②「配置予定業務管理者の手持ち業務量を制限」
- ③「一般競争参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出」
ただし、契約当事者が委任を受けている場合は、「代表者」(本社代表取締役社長等)及び「受任者」(〇〇支店長等)の2名による連名の直筆署名

(3) 再委託の上限設定 →軽微な部分を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内

履行中対策

- ①全打合せに、業務管理者と上記(2)の①担当者が出席
- ②主要な区切り毎に主任調査職員による履行確認

出口調査

- ①減点項目となる項目を密に設け、厳格な成績評定の実施
- ②業務コスト調査 →コスト調査票等(業務完了日の翌日から90日以内に提出)
調査票等の未提出又は調査票等に虚偽の場合(業務成績を最大10点減点)

低入札価格調査の調査基準価格の改訂

低入札調査基準価格は、下記の①～④を合計した値となる。(詳しくはHP参照)

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220302tyousakizyun.pdf>

(現行)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額



(改正後)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木設計業務における新たな積算手法

○対象業務(建設コンサルタント業務)

- ・プロポーザル方式で全ての歩掛(打合せ、旅費交通費、電子成果品作成費を除く)を徴集する業務
- ・道路詳細設計(A)及び標準護岸詳細設計の標準歩掛を使用する業務(全ての発注形式が対象)

○積算手法

設計業務における新たな積算手法

- ①直接人件費 : 技術者単価×人日により算定
 ②直接経費(積上計上) : 直接経費のうち、旅費交通費、電子成果品作成費などを積み上げ計上
 ③直接経費(積上計上除く)及び間接原価 : $③=① \times \alpha / (1-\alpha)$
 α : 原価(直接経費(積上計上)を除く)に占めるその他経費の割合
 ④一般管理費等 : $④=(①+②+③) \times \beta / (1-\beta)$
 β : 業務価格に占める一般管理費等の割合



○原価に占めるその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合

- α : 原価に占めるその他経費の割合 35%
 β : 業務価格に占める一般管理費等の割合 30%

○入札説明書及び特記仕様書に明示

【入札説明書記載例】

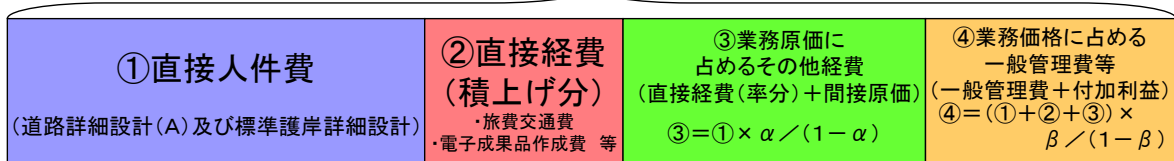
本業務は平成22年度新たな積算手法の試行対象業務であり、新たな積算手法により積算を行う業務です。
 なお、新たな積算手法については、下記URLを参照してください。

参考URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220330araseki.pdf>

土木設計業務における新たな積算手法

○業務が混在する場合の例

新たな積算手法による積算部分①+②+③+④



※②直接経費を見積徴集する業務において外部委託費を計上する場合は、一般管理費等を含まない額を徴集すること。

+

現行積算部分①+②+③+④



見積を徴集する場合の範囲

業務価格 = 新たな積算手法による積算部分(①+②+③+④) + 現行積算部分(①+②+③+④)

※打合せに係る直接人件費、旅費交通費、電子成果品作成費等、業務内容による区分が困難な費用は、支配的となる工種と共に算定する。

調査基準価格は、新たな積算手法による積算部分の調査基準価格と現行積算部分の調査基準価格を足し合わせる。

※新たな積算手法による積算部分の調査基準価格 = ①+②+③×9/10+④×3/10

現行の積算部分の調査基準価格 = ①+②+③×6/10+④×6/10

土木設計業務における新たな積算手法

○見積徴集に当たっての留意点

- ・プロポーザル方式で新たな積算手法により、見積徴集を行う場合には、業務価格の他に下表に示す費用区分について見積を徴集する。

見積りを徴収する費用区分	備考
業務原価	直接／間接の区分は行わない。
直接人件費	算出内訳についても徴収する。
直接経費（積上げ計上分）	算出内訳についても徴収する。
一般管理費等（販管費等）	提出される見積りにおいて、一般管理費等に含まれる費用項目について明示する。

- ・直接経費を見積徴集する業務において、外部委託費を計上する場合には、一般管理費等を含まない額を直接経費に計上すること。

新たな積算手法については、下記URLを参照してください。

参考URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220330araseki.pdf>